

# 土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金 交付申請の手引き

## 1 対象者

市内の自ら居住する住宅に補助対象システムを設置する方

### 主な条件

- 市税等を滞納していない方
- 暴力団又は暴力団員でない方
- 事業の成果を示すデータの提供に、可能な限りご協力いただける方

## 2 対象となる設備

### (1)V2H 充放電設備

※次の①②のいずれかの方法により設置する方

- ①住宅用太陽光発電システムと同時に、補助対象システムを設置する方
- ②すでに住宅用太陽光発電システムが設置されている住宅の敷地内に、補助対象システムを設置する方

※次の③④のいずれかの方法により設置する方

- ③市内で自ら居住する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方
- ④市内で自ら居住するために新築する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方

### (2)家庭用燃料電池システム

※次の⑤⑥のいずれかの方法により設置する方

- ⑤市内で自ら居住する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方
- ⑥市内で自ら居住するために新築する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方

### 主な条件

- 市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります
  - ・契約日が事業着手日となります
- 設置が完了した日から60日又は令和7年3月31日までに実績報告書を提出すること
  - ・設置工事完了後、支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品は対象となりません

## 3 補助金の額 (1)及び(2) それぞれ上限 10 万円

- (1) V2H 充放電設備 価格(工事費込・税抜)の4分の1(千円未満切捨)
- (2) 家庭用燃料電池システム 価格(工事費込・税抜)の4分の1(千円未満切捨)

#### 4 申請について

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書を提出してください

##### 配布場所

- ・ホームページからダウンロード
- ・土岐市役所生活環境課

##### 提出先

土岐市役所生活環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

##### 添付資料について

- 見積書の写し
- 設置場所及び付近の見取り図
  - ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください
  - ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください
- 仕様書
  - ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様分かる資料
- 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- 本人確認書類の写し

#### 5 実績報告について

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金実績報告書を提出してください

##### 提出先

土岐市役所生活環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

##### 提出期限

事業完了から60日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い方の日

(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

##### 添付資料について

- 契約書及び領収書の写し
- 保証書及び取扱い説明書の写し
- 設置状況を把握できる写真
- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください

#### 6 その他

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。